

点検商法に ご注意を！



〈相談事例〉

大手電気会社と思われる業者から「給湯器の無料点検に来ました」と言われて、点検を了承した。「給湯器と配管の買い替えが必要だ」と勧められ、その日に契約した。家族に相談したところ、大手電気会社と関係ないことを知り、業者に電話で解約を申し出た。承諾されたが不安なのでクーリング・オフのことを知りたい。
(70代 女性)

業者が自宅に訪問したり、電話をかけて「無料で点検する」と持ち掛け、「機器が壊れている」「買い替えが必要」などと不安をあおり、高額な機器の契約を迫る「点検商法」に関する相談が寄せられています。

《アドバイス》

- 電話や訪問で点検を持ち掛ける業者には安易に点検させないようにしましょう。
- 「機器が壊れている」「買い替えが必要」と不安をあおられてもその場では契約せず、十分に比較・検討しましょう。
- 訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできる場合もあります。
- 不安な時や困った時は、消費生活センターへご相談ください。

消費者ホットライン(局番なし) **☎188**

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

※通話料はすべて有料です

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所14F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。



まもりん



みもりん